

2025 年度中国・華南地域における対日投資誘致業務にかかる
公募要領

1. 事業目的

対日投資事業の一環として、ジェトロは、中国華南地域において企業発掘を行う誘致専門員を配置する。誘致専門員はイノベーション領域における強い発信力及び影響力を生かし、華南地域における対日投資誘致を促進する役割を担う。誘致専門員には中国のイノベーション企業の海外進出・発展戦略及び業界動向に深い洞察と知見を有し、イノベーション企業の経営管理層との広い人脈や豊富な誘致経験を持つことが必要とされる。個別企業の紹介やイベント開催を通じて、対日投資の可能性のあるイノベーション企業、および日本の地方への投資が可能な中国企業の発掘に繋げることを本事業の目的とする。

2. 活動地域

活動地域：広東省、広西チワン自治区、福建省、海南省及びジェトロ広州事務所（以下「甲」という）が認めるその他国・地域。

3. 業務内容

本業務の実施者（以下「乙」という）は、甲ならびに、東京に所在するジェトロ本部等と連携して、対日投資の可能性のある管轄地域内企業（以下「案件」という）の発掘・面談手配を実施し、対日投資業務の関連活動を甲と共催する。

- (1) イノベーション案件（※）、地方進出案件（※※）を発掘し、甲もしくはジェトロ本部等との面談をアレンジすること。
 - ① 業界、企業規模、業務範囲、技術的特徴等に関する甲の要求に基づいて、条件に合う企業を発掘し、経営管理層との面談をアレンジすること。
 - ② 面談を順調に進めるために、対象企業との面談を前に、事前にその企業に甲の業務内容及び面談目的を説明すること。
 - ③ 面談企業の選定、面談の日時、場所、使用言語等は、事前に甲の承諾を得た上でアレンジすること。また、面談形式に関しては対面を優先するが、日程調整が難しい場合は、事前に甲の承諾を得た上でテレビ・電話会議も可とする。
 - ④ 面談手配が確定した場合は、急な面談など正当な理由がある場合を除き、最低でも面談日の5営業日前までに、企業名/主要製品・サービス/面談日時/場所/面談相手（氏名・所属・役職）等を甲に報告すること。

※イノベーション案件の定義

①高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する新技術等を有する企業、及び生産力の向上に貢献できる企業。

「著しい新規性を有する新技術」とは、当該分野において通常用いられている技術や手法と比して新規性を有するものを指す。

例：シェアリングエコノミーなどに関連するビジネスモデルや、AI・ビッグデータ・ブロックチェーン、アグリテック、自動運転、ロボット、サイバーセキュリティ、再生可能エネルギー、次世代熱エネルギー利用、スマートシティ、スマートフードチェーン、高機能素材、医療DX、デジタルヘルス、予防医療、先進的医療機器、健康経営、フードテック等の関連技術。

②日本国内のイノベーション環境の改善に貢献できる企業

例：アクセラレーター、ベンチャーキャピタル、ファンド、投資銀行、インキュベーター、イノベーション支援機関など

※※地方進出案件の定義:地域経済活性化に貢献できる企業

- ・地方自治体が策定した地域の特色を生かす誘致戦略に基づいた事業展開
- ・多くの地域が抱える社会課題の解決に繋がる事業展開

例：過疎地域に住む高齢者を対象としたモビリティや遠隔医療サービスを提供する企業。

(2) 業務活動地域内において日本の投資環境及びビジネスチャンステーマとしたセミナーや交流会といったイベントを開催し、甲の対日投資業務のPR活動を行うこと。

- ① 中国のイノベーション・エコシステムにおけるジェトロ対日投資促進事業の知名度向上、ならびに華南地域の中国イノベーション企業の対日投資促進を目的として、イベントを開催する。
- ② 甲と乙が、イベントの共催者として、イベントの企画（テーマ、流れの設定及び、ゲスト招待・参加者の募集など）やイベント当日の運営、終了後のフォロー等を共同で推進する。
- ③ イベント広報、集客活動については乙が主導で行い、各回30社以上の参加企業を集めること。乙が中国イノベーション領域での発信力と影響力を十分に発揮し、デジタルマガジン・新聞・ラジオ・テレビといったデジタルメディア及び、ショートメッセージ、インターネット等を活用し、全面的にイベントの宣伝を行うこと。ただし、本委託業務に関連する対外発信を行う際は、事前に甲に内容を共有し、確認を経ること。
- ④ 甲はイベント会場・設備、資材・備品、通訳等の手配を行い、関連費用を負担する。
- ⑤ イベント開催前にはイベントの宣伝プラン・スケジュールを、イベント開催後には宣伝実績等を乙は甲に報告すること。
- ⑥ 上記業務には、広東省、広西チワン自治区、福建省、海南省域内の交通費を含む。た

だし、甲の指示に基づき、これら地域以外の国や地域に出張する必要がある場合は、出張にかかる運賃及び旅費は、ジェトロの旅費規程に基づいて支払う。

- (3) 甲が提供する中国語の文章や写真を用い、乙が内容について編集および構成を行ったうえで、国内の主要なテック、経済、投資ジャンルのメディアにて掲載・公開する。媒体の種別はウェブマガジン、オンライン新聞、インターネットラジオ、SMS、ウェブサイト、オンライン動画、タッチパネルメディアなどを含むがこれに限らない。

- ① 甲は提供するコンテンツに関し合法的な権利（著作権や商標権などの知的財産権を含むがこれに限らない）を所有するか、あるいは合法的な許諾を受けていることを保証する。コンテンツの真実性を保証する。
- ② 甲が乙に提供する資料および情報（データや素材を含むがこれに限らない）の知的財産権は、いずれも甲が独占的に所有する。乙はこれらを甲の同意を経ずに本業務以外の目的や用途に使用してはならない。
- ③ 甲が提供した文章の掲載後、乙は甲に掲載先メディアの名称、記事の閲覧数、ページアクセス数など掲載結果に関連する報告を行うこと。

4. 使用言語

中国語、日本語または英語

5. 契約期間

契約締結日～2026年3月16日

6. 契約金額

本契約の契約単価は別紙2「2025年度 中国・華南地域における対日投資誘致業務 単価表」を参照する。

「単価表」のうち、業務内容(1)について、実際にアレンジした面談の件数に基づいて報酬を計算する。業務内容(2)について、実際に開催したイベントの件数に基づき報酬を支払うものとする。業務内容(3)について、甲が提供した文章の件数に基づいて報酬を計算する。

7. 業務完了報告・支払い

全業務完了後、一括で契約金額を精算する。実際の業務遂行状況に基づき、乙は甲が指定する書類形式に従い、2026年3月16日までに業務完了報告書、請求書、領収書など、費用支払いに必要なすべての書類を提出すること。甲が内容を確認後、2週間以内に費用を支払う。

8. 応募資格

- (1) 公示の日から採択の日までの期間、契約に関し甲ならびに甲が属する日本貿易振

興機構の本部から指名停止措置を受けていないこと。

(2) 本業務を運営・管理できる能力を有しており、本業務を実施するための実施体制および管理体制が整備されていること。

(3) 甲が求める経理およびその他の事務についての説明・報告ができる等、甲が本事業を発注する上で必要とする事項に適切に対応できること。個別案件に応じ、甲が属する日本貿易振興機構の本部等関係職員が直接連絡・調整を行なうことがあることから、当該関係職員とも円滑なコミュニケーションを図ることができること。

(4) 機密情報や個人情報の取り扱いに関する知識を有し、適切な対応ができること。

(5) 甲が指定する分野等において、効果的に業務を遂行するために必要な、経験、人脈および知見を有すること。

(6) 業務対象企業に対し、適切な助言、円滑なコミュニケーションができること。

(7) 本業務を遂行する上で、業務対象企業から金銭・物品の贈与、供応接待等の対価を受けないこと。

(8) 本業務を遂行する上で法令順守を徹底し、特に不正競争防止法に基づく外国公務員贈賄罪等で疑義を抱かれないようにすること。

(9) 本業務の実施期間中に、我が国の他の公的資金による本事業と類似する業務に従事する場合は、応募時にその旨を甲に報告すること。

(10) 業務実施時に、業務対象企業に対し、乙自身の属する組織や個人の営業活動を行わないこと。

10. 応募方法

(1) 応募資料

①応募用紙（別紙1）

②業務単価表（別紙2）

③提案書（あれば）

※A4 版 2 枚以内、書式自由

※日本語または中国語で記載ください。

(2) 応募期限

2025年8月4日（月）17:00まで必着

※捺印済の資料をご提出ください。郵送、E-MAIL での応募を受け付けます。

11. 留意点

(1) 企画内容や見積金額、過去の実績などを総合的に考慮して評価いたします。

(2) ジェトロ広州事務所ウェブサイトを通じた公募により、多数の関係業者に対して、見積書の提出を依頼しております。

(3) 契約書は、委託者が作成した「業務委託契約書」と本要項を一体のものとします。契約書は日本語及び中国語で作成致します。

12. 本件に関するお問い合わせ先

ジェトロ広州事務所

住所：広州市天河北路 233 号中信広場 2602 室

電話番号：020-8752-0060

E メール：PCG@jetro.go.jp

担当者：李（り）、趙（ちょう）、小野

以上